

令和元年度

伊勢原市成年後見に関する市民講座（市民後見人養成講座基礎研修部分）募集要項

1 趣旨

成年後見制度の普及を目的とした市民講座を開講いたします。本講座は市民後見人養成講座(基礎研修)の実施に合わせて行うものです。成年後見制度に興味や関心のある方に参加していただくことができます。

2 主催

社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会（伊勢原市委託事業）

3 応募資格

伊勢原市に在住、在勤、在学の方

※なお、県社協、県内市町村、市町村社協、市内サービス事業所等の関係者にも公開するものとする。

4 定員

伊勢原会場 20人

※ 希望者が定員を超える場合は抽選となります。抽選の結果、ご参加いただけない方には事務局よりご連絡をいたします。特に連絡がない場合はそのままご来場ください。

5 市民講座の内容

日程		テーマ	主な研修内容	
第1日	令和元年 8月29日(木)	権利擁護としての成年後見	9:45～ 12:00	・開講式・オリエンテーション ・地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念） ・成年後見制度と市町村責任・成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業
			13:00 ～16:00	・成年後見制度総論、各論
第2日	9月12日(木)	対象者の理解	10:00 ～12:00	・高齢者、認知症の理解
			13:00 ～16:40	・障がいのある人の理解（精神障がい） ・障がいのある人の理解（知的障がい）
第3日	9月26日(木)	民法の基礎／ 市民後見の意義と役割	10:00 ～12:00	・民法（家族法・財産法）
			13:00 ～16:00	・消費者被害等 ・市民後見概論Ⅰ ・市民後見人による実践報告

※8月29日(木)の9時45分から10時の開講式・オリエンテーションは関係者のみの公開とします。
(市民への公開はいたしません。)

※会場:伊勢原シティプラザ1階ふれあいホール(伊勢原市伊勢原 2-7-31)

※ご来場の際は、公共交通機関(電車、バス等)をご利用ください

※また、研修内容の順は、変更することがあります。

6 受講料

無料(会場までの交通費は自己負担)

7 申込方法

受講は半日単位での申込が可能です。申し込まれる方は、開催日の10日前までに別添申込書でFAXかE-mailにてお申込みください。

8 申込み・問合せ先

〒259-1131

伊勢原市伊勢原2丁目7番31号 伊勢原シティプラザ1階
伊勢原市社会福祉協議会(伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター)

電話:0463-94-9600 FAX:0463-94-5990

E-mail tiiki@isehara-shakyo.or.jp

9 その他

- ※ 今回の受講によって、市民後見人養成講座(基礎研修)の一部を受講したことにはなりません。
- ※ 市民講座の申し込み時に、ご提供いただいた個人情報は本講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。